

【山梨運輸支局からのお知らせ】

定期点検整備記録簿の確実な記載のお願い並びに点検等の勧告書について

最近、検査を受ける際に定期点検整備記録簿（分解整備記録簿）の記載がされていない事例が見受けられます。

定期点検整備を実施した車両については定期点検整備記録簿（分解整備記録簿）を確実に記載し、検査の際に提示を求められた場合は提示が出来る状態で受検するようするようお願いします。

また、定期点検を実施していない場合には、いわゆる「前検査」として取り扱うこととなります。

なお、前検査車両で再検査となった場合に、次の要件を全て満たす車両については、限定検査証を交付するとともに使用者に対し定期点検整備の実施を促すため「勧告書」を交付することとなります。

1. 繼続検査を前検査扱いとして受検する車両
2. 審査結果通知書の不適合箇所が自動車点検基準別表第7の項目で二つ以上ある等自動車全体の摩耗・劣化が進行していると認められる車両
3. 再検査が翌日以降となる車両
4. 定期点検整備のうち最長の間隔で行うべきものが一回も又は前回行われていない車両